

労働者派遣法の 改正について

平成27年9月30日より改正労働者派遣法が施行されました。
今回の主な改正点のポイントは次のとおりです。

●労働者派遣事業の許可制への一本化

施行日以降、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は新たな許可基準に基づく許可制となります（経過措置があります）。

●労働者派遣の期間制限の見直し

改正前の、いわゆる「26業務」への労働者派遣には期間制限を設けない仕組みが見直され、施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、すべての業務で「派遣先事業所単位の期間制限」「派遣労働者個人単位の期間制限」の2つの期間制限が適用されます（期間制限の例外、経過措置があります）。

●キャリアアップ措置

派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、「段階的かつ体系的な教育訓練」「希望者に対するキャリアコンサルティング」を実施する義務があります。

●均等待遇の推進

派遣労働者と、派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るため、派遣事業主と派遣先に、それぞれ新しい責務が課されます

●労働契約申し込みみなし制度

派遣先が、派遣労働者を労働者派遣の禁止業務に従事させた場合や、無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合等違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申し込みを見なしたものとされます（違法労働について、派遣先が善意無過失である場合を除きます）。

●その他の内容

各種報告、備付書類の整備、責任者の設置、社会保険適用の促進、派遣元事業主、派遣先が講ずべき措置があります。

内容のお問合せは、岩手労働局職業安定部 需給調整室（019-604-3004）へ

○	労働者派遣法の改正について	1
○	盛岡新卒応援ハローワークです。	2
も	○ ハローワーク盛岡マザーズコーナーが	
	「秋の出張ガイダンス in 雫石・八幡平」を行いました！	3
く	○ 「きゃりあさぼーと盛岡」が	
	「出張研修会」「労働法セミナー」を開催しました！	3
じ	○ 「産業別最低賃金」のおしらせ	3
い	○ 最近の求人求職のうごき	4

盛岡新卒応援 ハローワークです。

菜園にある「盛岡新卒応援ハローワーク」は、大学院、大学、短大、高専、専門学校等の学生や卒業後未就職者の就職を支援する専門のハローワークです。

担当者制による個別相談、エントリーシートや履歴書の作成支援、個別・グループ面接・グループディスカッション対策、前記学校への出張相談を行うとともにパソコン検索機による大卒等求人、一般求人の情報提供等を行っております。

盛岡新卒応援ハローワークでは初めての試みとして、これから就職活動を開始する卒業年次前の学生に対し、去る11月4日（水）に、内定者の声を"リアルボイス"として直接聞くことにより、今後の就職活動に役立ててもらおう「先輩内定者とのスペシャル座談会」を、11月16日（月）には、過去を振り返ることで、印象に残っている経験を導き出し、その経験と自分とのつながりである自分らしさを見つけていくことを今後の就職活動に役立ててもらうため「すごろくトーキング」を、いわて県民情報交流センター（アイーナ）701会議室にて開催しました。

「先輩内定者とのスペシャル座談会」には6名の先輩内定者と8名の学生が参加し、先輩より自身の就活経験や具体的なエントリーシート提出数、面接数などの就活データや就活スケジュール、ファッション、かばんの中身等実体験について話があった後、学生の参加者よりそれぞれの現時点の疑問点について質問を行う形式で行われ、参加者はリラックスした中にも真剣なやり取りを行っていました。また、「すごろくトーキング」には16名が参加し、ゲームを通じて、サイコロの目に出た設問に対し各々の経験等を周囲に話すために、過去を振り返ることで印象に残っている経験を導き出しその経験と自分との"つながり"である自分らしさを見つけていくことで円滑な就職活動の一助とする経験を行いました。



「先輩内定者とのスペシャル座談会」の様子



「すごろくトーキング」の様子



「すごろくトーキング」は12月22日（火）にも開催予定です。

内容のお問い合わせは 盛岡新卒応援ハローワーク（019-653-8609）まで

「ハローワーク盛岡マザーズコーナー」が 「秋の出張ガイダンス in 雫石・八幡平」 を行いました！

映画館通りの盛岡菜園センタービルにある『ハローワーク盛岡マザーズコーナー』には、盛岡広域地区にお住まいの子育て中の女性約300名が求職登録をしています。多くの方が今までの職歴や資格を生かして再就職することを希望していますが、小さなお子さんのいる場合は育児・家事と両立できる仕事を必要としています。ぜひ、「子育て中の方が働きやすい求人」についてご検討下さいませようお願いいたします。

ハローワーク盛岡マザーズコーナーでは、頻繁に来所いただけない盛岡周辺の市町にお住まいの方に対し「ママの再就職、応援します！」と題し、ハローワークの利用方法や求人情報などを紹介するガイダンスを11月4日（水）に雫石町地域子育てセンター（七ツ森保育園内）、11月18日（水）八幡平市カンガルー広場（あしろ保育園内）で開催いたしました。

乳幼児同伴の女性5～6名がそれぞれ参加し、育児休業後の復職や再就職に対する不安や疑問、保育園の情報など活発な意見交換も行われました。

マザーズコーナーでは、今後も引き続き、子育て中のお母さんへの支援を実施していくこととしております。

また、ハローワーク盛岡は、「子育て中の方が働きやすい求人」を随時募集しています。ハローワーク盛岡求人企画部門までお気軽にご相談、お申込みください。

「きゃりあさぽーと盛岡」が 「出張研修会」「労働法セミナー」 を開催しました！

きゃりあさぽーと盛岡では、11月11日（水）に岩手県ひとり親家庭就業自立支援センターの主催する介護職員初任者研修の参加者に対し、就職支援の研修会を開催しました。

マリオス内で行われた上記研修には9名が参加し、介護職員初任者研修課程を修了した後の応募書類作成方法や面接の受け方について実践実技を踏まえた「すぐに役立つ」内容の説明を行い、参加者は熱心に聞き入っていました。

また、11月18日（水）には、盛岡大通商店街協同組合「リリオ」において、第2回の「労働法セミナー」を開催いたしました。このセミナーは、利用者の就職にあたり労働法の知識不足を解消し、求職活動における不安感を抱えることを少なくすることを目的として開催したものです。当日は、盛岡労働基準監督署の和田労働基準監督官を講師に招き、35名の利用者が参加しました。参加者は、労働基準法、労働契約法を中心とした実例を織り交ぜた説明に真剣に聞き入っていました。



「研修会」の様子



「労働法セミナー」の様子

「産業別最低賃金」のおしらせ

※平成27年度岩手県最低賃金は**695円**となっておりますが、産業別の最低賃金は下記のとおりとなりますのでご注意願います。

★岩手県の産業別最低賃金★（効力発生日以降は表記の金額になります。）

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 772円

効力発生日 / 平成27年12月27日

◇電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 740円

効力発生日 / 平成27年12月20日

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業

時間額 758円

効力発生日 / 平成27年12月20日

◇自動車小売業

時間額 781円

効力発生日 / 平成27年12月20日

◇各種商品小売業

時間額 752円

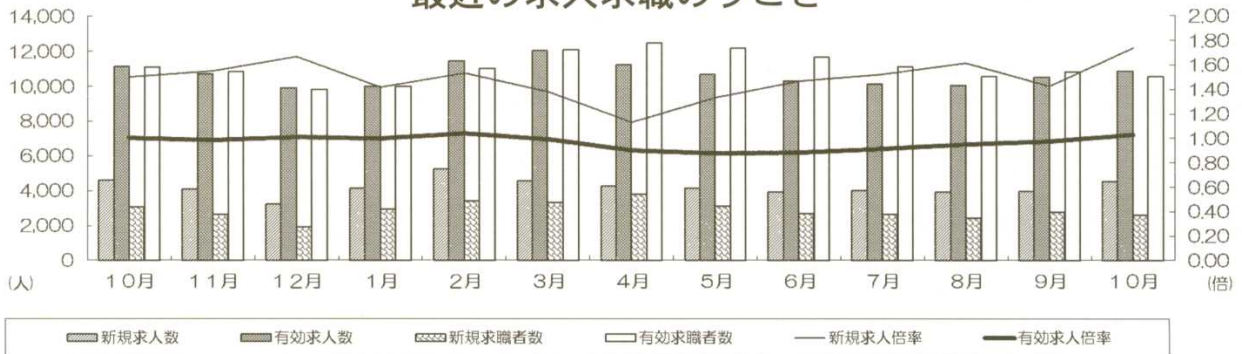
効力発生日 / 平成27年12月20日

◎下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の労働者
- ②雇入れ後6カ月未満の労働者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
- ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業については、①～③の労働者のほか、当該産業に特有の軽易な業務に従事する労働者

※詳細については、岩手労働局労働基準部賃金室（019-604-3008）までお問い合わせください。

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

きゃりあさぽーと盛岡（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312